

## 支給認定事務等における電子申請手続きの導入について

## 1. 電子申請手続きについて

## (1) 国の状況

国は、子育て世帯の負担軽減を図るため、「児童手当」、「保育」、「母子保健」、「ひとり親支援」等の手続きを、平成29年7月から試行運用が開始されるマイナポータルを利用して、オンラインで手続きが可能となるよう「子育てワンストップサービス」の導入に関して検討を行うよう通知されている。

特に保育に関しては、30年4月入所からの導入について積極的に検討することと通知されている。

## (2) 神戸市での取り組み

本市では、市民サービスの向上の取り組みとして、申請処理や電話問合せ対応等を一括して集中的に処理を行う「神戸市行政事務センター」を設置し、平成29年6月より運用を開始する。(所管：行財政局)

子どものための教育・保育給付にかかる支給認定や、保育利用の申込みに関して、30年4月利用申込みから「神戸市行政事務センター」において、電子あるいは郵送での申請受付を開始する。

## (3) 手続き方法について

## ①教育標準時間認定（1号認定）

マイナポータルを利用した電子申請あるいは、郵送申請を行う。

これまで、保護者は、入園予定の施設へ申請書を提出する必要があったが、電子あるいは、郵送での受付を行うことにより、手続きの簡素化が図れる。

## ②保育認定（2～3号認定）・保育利用の申込み

電子申請は、兵庫県電子申請システムを利用。後日区役所へ来所いただき、保育を必要とする状況の聞き取りを行う。

なお、一部の区において、電子申請された方を対象に、区役所への来所日を事前に予約ができるよう予約システムの導入も行う。

## (4) 今後の展開

今後、マイナポータル対象手続きを増やすなど、事務手続きの簡素化に努め、子育て世帯の負担軽減につなげていく。

## ※参考

「神戸市行政事務センター」では、教育・保育に関する業務のほか、平成 29 年 7 月から「敬老優待乗車証の更新及び交付」、30 年 1 月から「学童保育利用申請等受付」、30 年 6 月から「児童手当現況届」に関する業務も行う予定。